

「女性活躍推進法に基づく佐倉市特定事業主行動計画」の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条第 6 項に基づき、「女性活躍推進法に基づく佐倉市特定事業主行動計画」の実施状況を公表します。

【女性活躍推進法に基づく佐倉市特定事業主行動計画における数値目標と実績】

[数値目標]

計画終了時点(平成 33 年 3 月 31 日)までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 26 年度実績 (10.7%) より約 5%引き上げ、15%とします。

[実績]

管理的地位にある職員の人数と女性の割合

年度	女性	男性	女性の割合
平成 26 年度	9 人	75 人	10.7%
平成 27 年度	6 人	81 人	6.9%
平成 28 年度	8 人	79 人	9.2%
平成 29 年度	11 人	70 人	13.6%
平成 30 年度	13 人	64 人	16.9%
平成 31 年度	13 人	66 人	16.5%
令和 2 年度	12 人	63 人	16.0%

※定員管理調査における区分に従う (6 級以上の職員が管理職。5 級施設長は含まず。)

【数値目標達成のために実施した取組】

- ・ 時間外勤務削減のため、原則 22 時以降の時間外勤務命令を原則禁止としました。
- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消のため、自己点検を実施し、意識啓発をしました。
- ・ 各種研修機関 (自治大学校、千葉県自治研修センター) が実施する女性活躍推進研修に女性職員を派遣しました。